

斎場労働者の解雇撤回裁判が大勝利！

大阪市は処分を撤回し職場に戻せ！

昌一金属支部 T

「主文、免職を基本とした今回の処分は、市の懲戒処分指針からみても重すぎて不当である。免職処分を取り消す」。

その場にいる皆の期待感と不安、また落ち着かない気持ちからであろうか、独特の緊張感が漂っていた何とも言えない空気と沈黙の法廷内を切り裂くように裁判長より判決が言い渡された。
五月十五日（水）午後一時十分、大阪地裁の八階。いよいよ迎えた斎場

労働者解雇撤回裁判、第一審判決の瞬間であった。

この日、支部からは木下書記長を先頭に五名で傍聴。固唾を飲んで傍聴席でその時を待っていた。それは数十秒であったろうか、ほんの一瞬の出来事だった。

事の発端は二〇一〇年五月。「心付け」を葬儀業者から受け取ったとして、大阪市は斎場労働者に対して懲戒免職、停職を含む懲戒処分を行った。環境局内調査において

は、担当課長の暴言で精神疾患を発病する者が出るなど人権侵害の強権的な調査だった。この様な環境局の人権侵害調査に抗議する自殺者もでた。

懲戒解雇された九名の斎場労働者が解雇の取り消しを求め大阪地裁に提訴し、闘争中であった。

今回の裁判の本質は「心付けを受けたから解雇」といったような単純なものではなく、問題は斎場においての「心付け」を主導した上司、嘘をつ

き通した者の処分があまりにも軽い事である。

また大阪市総務局の情報漏洩の隠蔽等もあり、公務員、我々労働者を襲うあまりにも露骨ですさんな権力との闘いであった。

これに立ち向かった九名の原告団。今日までの苦労は計り知れない。「懲戒処分」という十字架を背負わされ、生活をやり繰りしながら市の不当を訴え続けた。

先の見えない裁判の連続、今後の生活の不安。心が折れそうになった時もあったと思われる。それでも涙を堪え、歯を食いしばり、応援してくれ

る仲間と共に酷暑の夏も極寒の冬も雨の厳しい日も、来る日も来る日も諦めず団結して闘い続けた。それは何と丸三年にも及んだ。

判決では、斎場を巡る心付けの問題は二〇〇一年にも発覚したが、その時は一般職員の処分が文書訓告だったことを挙げ「その後、心付けの受け取り禁止を市が明示したことなどを考慮しても、著しく均衡を欠く」と述べた。

判決後、記者会見した原告団の一人は「感無量だ。復職できたら、生まれ変わった気持ちで頑張りたい」と話した。その



日の夕刻にはマスコミで報道され、翌日の朝刊では全紙で勝訴の記事が踊った。それ程、社会的関心を集めていたのだった。

その後、判決を確定させる闘いへ。追撃の手を緩める事無く、二四日の早朝より市役所前にて「控訴するな」のピラ配



りを共に敢行した。

しかし、控訴期限である五月二九日。「市のこれまで主張も十分に合理的であり、控訴審での審理により異なる評価がなされる可能性があると考えるため」と大阪市は期限ギリギリで控訴。新たな主張は無く、ただ処

分撤回の判決が処分乱発の橋下市政に与える影響を死ぬほど恐れて控訴した大阪市を許すことはできない。斎場労働者の生活や人生を何だと思ってるのか！悪あがきを止めろ！

斎場労働者は、控訴にも動揺することなく、高裁での闘いへと決意を固めている。「期待もあつたが、『やっぱりか』という思い。高裁でも勝つ。もう一度勝利します。ご支援よろしくお願いします」と。

斎場労働者九名の固い団結と決意に添えて、処分撤回・原職復帰へ、共にその勝利をつかもう！